

令和4年6月10日

町内小中学校保護者 様

大口町教育委員会  
教育長 長 屋 孝 成

### 学校生活における熱中症事故の予防と新型コロナウイルス感染症対応について

深緑の候 皆様にはご健勝にてお過ごしのことと存じます。日頃は、本町の学校教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、気温の高い日が多くなり、いよいよ梅雨入りも近づいてきました。蒸し暑さも、今後さらに増すことが想像され、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、熱中症に対しても十分な備えが必要となります。

令和4年5月末には、新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防の観点から、国・県の方向性が示されました。児童生徒の成長に欠かせない場である学校での教育活動をできる限り継続し、かつ熱中症に対する事故を予防するため、国・県の知見を踏まえた方針を基にしつつ、下記のように実施していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### <本町における基本的な考え方>

熱中症予防対策に十分留意しつつ、感染症予防対策を継続し、町内小中学校の教育活動を可能な限り通常に戻していく。

#### 1 熱中症予防の対策について

##### (1) 具体的な予防対策について

各校より示される熱中症予防対策（水分補給、休憩、服装、エアコン等）に関わる具体的な方針、対策を確認し、ご協力をいただきますようお願いいたします。

##### (2) マスクの着用について（授業中、休み時間中、登下校中、部活動中）

熱中症が心配される場面では、以下のような指導・指示を積極的に行います。

※ 基礎疾患等、特別な事情や配慮が必要な場合を除きます。

#### <屋外・屋内共通>

- ・ 他者と身体的距離（2m以上が目安）が確保できる場合、マスクを外す。
- ・ 激しい運動や、体を動かす活動を行う場合には、マスクを外す。
- ※ マスクを外した状態で、他者と身体的距離（2m以上が目安）が確保できない場合には、会話を控える。

#### 2 ご家庭で、今後も継続してご協力いただきたいことについて

##### (1) 日常における体調管理の継続

- ・ 検温、手洗い、手指消毒等、基本的な感染予防対策の継続をお願いします。

##### (2) お子様本人が、発熱（37.3度以上）などの風邪症状が見られる場合

- ・ 登校は控え、かかりつけ医への受診をご検討ください。
- ・ 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

##### (3) 同居のご家族に、発熱（37.3度以上）などの風邪症状が見られる場合

- ・ 登校は控え、かかりつけ医への受診をご検討ください。
- ・ 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

### 3 お子様が新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者等となった場合の対応について

#### (1) お子様が「陽性者」となった場合

- ・ かかりつけ医、保健所の指示にしたがい、療養してください。

※ 【参考】 発症日の翌日から10日間で登校可。

#### (2) お子様が「濃厚接触者」となった場合

- ・ かかりつけ医、保健所の指示にしたがってください。

※ 【参考】 陽性者との接触最終日の翌日を1日目として原則7日間経過で登校可。

(4日目及び5日目に抗原検査で陰性が確認された場合は、5日目から登校可)

#### (3) お子様が「濃厚接触者の疑い」がある場合（陽性者と接触があったが、濃厚接触者と判定がされない場合）

- ・ 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

#### (4) お子様の同居家族が、事業所等で感染者との接触から出勤を控える指示があった場合

- ・ 抗原検査で陰性確認をしてから、登校するようにご協力ください。

● (2) から (4) の場合、抗原検査キットの支給を希望される方は学校へご連絡ください。

● 学校職員につきましても、上記(1)～(4)の陽性者、濃厚接触者等になった場合、一定の期間療養や自宅待機となります。他の職員で協力し対応にあたります。

### 4 学校での対応について

#### (1) 学校における感染症予防対策の継続

- ・ 教室内等の換気
- ・ 不織布マスク（もしくは同機能製品）利用の推奨

**※熱中症の心配がない場面で、距離が十分とれず、会話を行う場合等**

- ・ 手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 健康観察の徹底、体調不良者（家族も含む）への積極的な登校停止の要請
- ・ 教職員の感染予防行動及び家庭内感染予防の徹底

#### (2) 学級閉鎖等の対応について

##### ① 学級閉鎖について

- ・ 学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえ、教育委員会、学校、学校医等と協議・検討した上で、その都度、対応を判断・決定する。
- ・ 学級閉鎖の期間としては、3日（土日祝日を含む）程度を目安とする。

##### ② 学年閉鎖について

- ・ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、実施

##### ③ 学校全体の臨時休業

- ・ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、実施

### 5 その他

○ 感染者、濃厚接触者への偏見・差別や詮索、医療従事者等への偏見や差別、また、ワクチンの接種を受けるまたは受けないことによる差別や接種の強制をすることのないよう、お願いいたします。

○ 平日夜間及び土日祝日に感染が判明した場合、授業日になったところで学校へご連絡いただきますようお願いいたします。